

会 議 録

会議の名称		深谷市空家等対策審議会 第1回会議		
開催日時		令和3年7月1日(木) 午後2時00分開会～午後3時00分閉会		
開催場所		深谷市役所 会議室2-4		
出席者	委員	8人(沢野会長、浅見副会長、大澤委員、保岡委員、吉田委員、小暮委員、細野委員、中野委員)		
	事務局	7人(協働推進部長、協働推進部次長兼自治振興課長、建築住宅課長ほか4名)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	0人
会議次第		1. 開会 2. あいさつ 3. 報告事項 (1) 深谷市空家等対策計画の進捗状況について (2) 空き家の実態調査結果(令和2年度)について (3) 老朽化空き家の除却した土地の固定資産税の減免について (4) 相続放棄された空き家への対応について 4. 協議事項 (1) 特定空家等の措置について (2) 空き家の解消を促進するための新たな対策について 5. その他 6. 閉会		
資料		・ 次第 ・ 深谷市空家等対策の推進に関する条例 ・ 資料1 令和2年度 深谷市空家等対策計画 進捗管理表(主な事業) ・ 資料2 令和2年度 深谷市空き家の実態調査結果 ・ 資料3 老朽空家等除却に係る土地の固定資産税等の減免(市独自)、空き家に関する税制措置(国の税制措置) ・ 資料4 相続放棄された空き家への対応について ・ 資料5 特定空家等に対する措置について ・ 資料6 空き家の解消を促進するための新たな対策について		

議事審議経過	<p>【議事】</p> <p>3 報告事項</p> <p>議長 本日の傍聴者は、0名です。 それでは報告事項について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 報告事項（1）について、事務局より説明。 議事の経過は以下のとおり。</p> <p>委員 空き家対策相談員を1名配置し、空き家の苦情・相談に対応したと説明があったが、内容の内訳を教えてください。</p> <p>事務局 大部分が樹木と雑草の繁茂についての内容であり、建物そのものの苦情は少ない。</p> <p>報告事項（2）について、事務局より説明。 議事の経過は以下のとおり。</p> <p>委員 令和2年度の空き家解消数が180件であり、空き家の様々な対策の効果であると説明があったが、どのような対策の効果であると考えているのか。</p> <p>事務局 深谷市では、毎年、自治会と協力し空き家の実態調査を実施しており、その結果把握した空き家所有者に対して、適正管理の通知を送付している。 通知送付時に、空き家を放置することのデメリットや自然災害や賠償責任のリスクなどの啓発資料を同封しており、その効果が表れていると考えている。</p> <p>委員 配布資料より、危険性が低い空き家の解消数は多く、危険性が高い空き家の解消数は少ない。空き家が危険な状態となると、解消は困難であることから、未然に防ぐことが必要。配布資料のデータについて、危険性が高い空き家の解消数を視覚的に分かりやすい形で示すことで、このような問題点が意識しやすくなるのではないかと。</p>
--------	---

事務局

データについて有効な活用ができるよう研究する。

委員

危険な空き家は市外、県外に在住している等様々な要因により、所有者と連絡がとることができないことが多い。

報告事項（3）について、事務局より説明。質疑なし。

報告事項（4）について、事務局より説明。

議事の経過は以下のとおり。

委員

相続財産管理人として、買い手を見つける作業が一番困難だが、事前に市の担当者と買い手の方と調整があり、円滑に手続きを進めることができた。事前の調整が上手くいけば、比較的早く解決できる。

4 協議事項

協議事項（1）について、事務局より説明。

議事の経過は以下のとおり。

委員

（相続登記義務化の新聞記事より）相続登記の義務化について、10万円以下の過料などが科される可能性があることなどから、登記が進むのか。

委員

新聞記事掲載時に、相続登記相談センターに反響があったと聞いている。こういった周知は登記のきっかけにはなるのでは。

協議事項（2）について、事務局より説明。

議事の経過は以下のとおり。

委員

支部の構成地域である熊谷市、深谷市、寄居町の他市町の方からは、深谷市の空き家解消に関する取組について肯定的な意見があった。

委員

団体として、深谷市の空き家解消に関する取組は、埼玉県の中でも先進的と評価しており、今後も協力させていただきたい。

委員

空き家所有者に空き家活用相談を利用したいと思わせるような工夫が必要。例えば、メリットとして、空き家活用時の建物の維持費・固定資産税を具体的に数字で示す。また、これまで空き家活用した方の意見などの情報を提供することが考えられる。

空き家所有者へ送付する資料について、活用相談のイメージについて所有者側からのフローを示すといった、空き家所有者目線での説明が必要。

事務局

送付資料は案のため、意見をもとに修正を検討する。

議長

他にご質問ありますか。

なければ以上で、本日の議事を終了いたします。

5. その他

委員

今年度、空き家相談会は実施するのか。

事務局

12月頃に開催を検討している。